

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	税収納事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は税収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和8年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>5. 権限管理機能: 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー・生活保護システム・介護保険事務処理システム・障がい者福祉システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符合」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保有・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>宛名システムは、住民基本台帳登録者、転出死亡等により住民基本台帳登録者でなくなったもの、住登外者、法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、発送用住所、部課名(屋号)等を複数業務で共用しての使用を実現するものである。</p> <p>1. 宛名情報照会機能 宛名情報を表示する機能。</p> <p>2. 個人(法人)コード付番機能 本市独自の個人(法人)コードが未登録の個人(法人)コードについて、新規に個人(法人)コードを付番する機能。</p> <p>3. 宛名情報管理機能 宛名情報を保存し、管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、健康管理システム等)</p>
システム7	
①システムの名称	オンラインシステムログ検索システム
②システムの機能	オンラインシステムのログを検索する機能
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、健康管理システム等)</p>
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
収納システムデータベースファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p><input type="checkbox"/> 実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高槻市総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	市税の公平・公正な徴収事務の効率化。(個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため)
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	徴収事務を円滑に行うにあたり、個人番号及びその他識別情報については、対象者を正確に特定するために保有する。4情報及び連絡先、その他住民票関係情報については、①督促状、催告書等の送付先を確認するため②本人への連絡等のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	高槻市総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、税制課、資産税課、生活福祉支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	市税の公平・公正な収納事務の効率化。(個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため)	
④使用の主体	使用部署	高槻市総務部収納課、市民税課、資産税課、税制課、富田支所、三箇牧支所、樫田支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から、収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 ②滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理事務を行う。 ③共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。 ④納税証明発行に関する事務
	情報の突合	納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	電子計算機システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	既存税収納システムにて行う各種処理の実行や帳票等の印刷	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

●保管場所

- ①電子データの特定個人情報については、庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したコンピュータ内に保管する。
 - ②申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、入退室管理(※)が行われている部屋に保管、あるいは施錠可能な部屋又は棚に保管する。
 - ③BCP対策として、外部の機密情報資産管理事業者にデータ保管を委託している。なお、保管にあたっては、鍵のかかったケースで保管し、鍵は本市のみが管理しているため、委託事業者が特定個人情報にアクセスすることはできない。
- (※)管理室内への入退室権限を持つ者を限定し、ICカードとパスワードにより入退室する者の管理を行っている。

●消去

- ①特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
- ②保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理を行い廃棄する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1、 収納情報

調定年度、税目、通知書番号、個人コード、調定区分、課税年度、完結年度、完結リストフラグ、完結SW、MPN税目、調定年度補数、車両番号、滞納番号、繰上徴収日、催告取止(開始日、期限)、通知書発送日、通返チェック、督促取止コード(課税用、収納用)、催告取止コード(課税用、収納用)、分納情報(分納区分、分納開始日、分納終了日、分納番号、分納回数)、整理コード、整理ファイル番号、整理完結番号、小票番号、担当者コード、ランク、班コード、特徴照会返送チェック(6月～5月)、振替結果(1期～6期)、更正理由、更正処理日、年税額、延滞金減免コード、延滞金減免申請日、1期～12期(調定額、延滞金、調定額、納付額、延滞金納付額、督促納付額、収入日、納付日、納付区分、バッチ番号、納付回数、納期限、督促発送日、督促チェック)、処分完結日、処分停止日、処分停止内容コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

<税目別の情報>

資産税・・・固定資産税額、都市計画税額、共有数、所有者名、所有者個人コード

市民税・・・市民税額、府民税額、特普区分、資料区分、所得内容1、所得内容2、所得数、所得額1、所得額2、特徴番号、更正内容(異動区分、理由、更正開始)、退職年月日、徴収開始期、口座振替区分、年金支払者コード、年金特徴額

特別徴収・・・部課名、電話番号、総人数

軽自動車・・・新規日、廃車日、削除フラグ

法人市民税・・・事業年度、申告区分、申告日、均等割額、法人税割額

事業所税・・・事業年度、申告区分、申告日

2、 納付履歴情報

調定年度、税目、通知書番号、履歴番号、区分、処理日、期別、充当還付区分、本税、延滞金、督促、収入日、納付日、バッチ番号、充当還付番号、支払済チェック、充当還付年度、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

3、 口座振替情報

個人コード、業務コード、口座振替受付番号、受付日、旧受付番号、備考、税目別(加入日、解約日、銀行コード、支店コード、種別、口座番号、名義人、振替方法、開始通知フラグ、通知書口座表示フラグ、振替済通知発送フラグ、新規コード、前回振替日、確認フラグ)、口座振替不要(税目・通知書番号・登録日)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

4、 口座振替ストップ情報

調定年度、税目、通知書番号、常駐フラグ、常駐期限、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

5、 不納欠損情報

調定年度、税目、通知書番号、課税年度、個人コード、滞納番号、法令コード、理由コード、処理コード、1期～12期(年度当初未納額・基準日・完成日・既欠損額、更新フラグ)、停止フラグ、停止日、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

6、 コンビニ速報情報

処理日、一連番号、調定年度、税目、通知書番号、バッチオンライン区分、発行区分、調定年度西暦、MPN税目、MPN通知書番号、期別、更正回数、発行回数、納付日、納付時間、コンビニ本部コード、コンビニ店舗コード、始期、終期、納付区分、税額、延滞金額、識別コード、異動日(西暦)、異動時間

7、 MPN内訳情報

バッチオンライン区分、発行区分、調定年度西暦、MPN税目、MPN通知書番号、発行回数、調定年度、税目、通知書番号、帳票コード、調定区分、課税年度、納付区分、分納番号、分納回数、延滞金計算基準日、発送日、取扱期限、始期、終期、合計額、税額、延滞金額、1期～12期(税額・延滞金)、発行課コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

8、 年度切替時納付額情報

調定年度、税目、通知書番号、1期～12期(年度切替時本税納付額、年度切替時延滞金納付額、年度切替時納付日)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

9、 バッチ別合計情報

会計年度、収入日、税目、バッチ番号、現滞区分、会計収入金(件数、金額)、原票(件数、金額)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

10、 納付情報

日計一連番号、枝番、帳票コード、調定年度、税目、通知書番号、調定区分、課税年度、期別、納付区分、納付税額、納付延滞金、納付督促、報奨金、退職税額、収入日、納付日、バッチ番号、会計年度、特徴年、消込済フラグ、日計済フラグ、分割後日計読み飛ばしフラグ、消込日、分納番号、分納回数、分納枚数、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

11、 日計最終番号情報

日計最終番号、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

12、 還付情報

還付番号、調定年度、税目、通知書番号、特徴個人番号、課税年度、還付先個人コード、過誤納金額合計、還付加算金合計、充当金額合計、還付金額、還付理由、更正日、誤納日、起票日、通知日、再通知日、削除フラグ、過誤納金内訳(現年歳入(税額・延滞金額)、次年歳入(税額・延滞金額)、滞納歳入(税額・延滞金額)、歳出(税額・延滞金額・加算金)、歳出配当(税額・延滞金額)、歳出所得変動(税額・延滞金額)、返還金(税額・延滞金額)、還付金内訳(同)、充当金内訳(同)、支払日、支払区分、銀行コード、支店コード、種別、口座番号、口座名義人、時効日、作成時処理選択コード、作成日、作成者コード、1期～12期(税額(納付額・調定額・過誤納額・納付日・日数・加算金額)、延滞金額(納付額・調定額・過誤納額・納付日・日数・加算金額))、加算金計算基準日、税加算金合計、延滞金加算金合計、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

- 13、 充当情報
充当番号(還付番号+枝番)、調定年度、税目、通知書番号、課税年度、充当処理日、充当税額合計、充当延滞金額合計、充当始期、充当終期、1期～12期(充当税額+充当延滞金額)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 14、 催告発送記録情報
調定年度、税目、通知書番号、発送回数(補数)、発送回数、様式コード、催告発送日、催告発送コード、送付先住所、郵便番号、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 15、 連絡先情報
入力日補数、入力時間補数、個人コード、電話番号、連絡先コード、連絡先備考、作成日、削除コード、削除日、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 16、 滞納者情報
入力日補数、入力時間補数、個人コード、作成日、作成者コード、相談者コード、相談者備考、滞納理由コード、滞納理由、職業コード、勤務先情報、収入情報、支出情報、債務情報、家族情報、所見、引継事項、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 17、 交渉記録情報
入力日補数、入力時間補数、個人コード、交渉日、応対方法、応対者コード、応対者氏名、交渉記録、約束コード、約束日、約束時間、履行確認担当者コード、履行確認コード、履行日、入金予定額、入金額、約束備考、作成者コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 18、 財産調査情報
入力日補数、入力時間補数、個人コード、調査日、調査コード、結果コード、調査結果(預金・保険・不動産等)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 19、 処分情報
処分ファイル番号、処分ファイル番号補数、個人コード、決裁日、決裁日補数、処分コード、内容コード、債権種別コード、延滞金計算、延滞金計算日、他機関の参加差押等の有無、財産名、執行機関名、完結日、完結理由、完結資料保管番号、配当金、旧システム移行フラグ、作成者コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 20、 処分対象税情報
処分ファイル番号、調定年度、税目、通知書番号、課税年度、処分コード、始期、終期、処分対象税額合計、処分対象延滞金合計、当初未納税額、当初未納延滞金、完結年度、1期～12期(処分対象税額、処分対象延滞金、計算延滞金、処分時納付済税額、処分時納付済延滞金額、年度切替時未納税額、年度切替時未納延滞金、配当税額、配当延滞金)、車両番号、共有数、所有者名、所有者個人コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 21、 分納情報
分納番号、処分コード、個人コード、分納申請日補数、分納申請日、分納期間(開始日・終了日)、分納回数、月々納付額、初回期限、毎月月末期限SW、分納順コード、現年扱いSW、延滞金扱いコード、延滞金計算日、取消コード、取消日、完結日、再分納日、今回分納対象額(合計・税額・延滞金)、次回繰越額(合計・税額・延滞金)、次回来庁日、不履行催告停止フラグ、不履行催告停止終了日、分納番号補数、分納内訳1回～12回(納付期限、分納額、税額、延滞金)、作成者コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 22、 分納対象税情報
分納番号、順番、処分コード、調定年度、税目、通知書番号、課税年度、分納対象期(開始・終了)、対象税額、対象延滞金額、申請日補数、分納番号補数、1期～12期(分納対象税額・分納対象延滞金・計算延滞金・分納申請時納付済税額・分納申請時納付済延滞金)、車両番号、共有数、所有者名、所有者個人コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 23、 分納納付書情報
分納番号、分納回数、分納枚数、処分コード、調定年度、税目、通知書番号、課税年度、始期・終期、分納納付書税額合計、分納納付書延滞金合計、納付期限、再発行日、再発行期限、履行コード、収入日、納付日、再分割依頼フラグ、分納納付額1期～12期(税額・延滞金)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 24、 関連者情報
個人コード、関連者代表個人コード、関連者コード、関連者備考、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 25、 督促停止情報
調定年度、税目、通知書番号、期別、督促停止理由コード、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 26、 退職所得特徴内訳情報
日計一連番号、枝番、連番、退職用会計年度、収入日、バッチ番号、通知書番号、法人コード、個人コード、勤続年数、退職金支払金額、市民税額、府民税額、合計税額、分割フラグ、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 27、 税額更正履歴情報
調定年度、税目、通知書番号、更正履歴番号、課税年度、更正前年税額、更正後年税額、1期～12期(更正前調定額、更正前納付額、更正後調定額)、更正理由、更正日、更正決定通知書発送日、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間
- 28、 共有者情報
調定年度、税目、通知書番号、共有者番号、代表者区分、共有者個人コード、持分分子、持分分母、権利異動事由、権利異動日、年度区分、削除フラグ、権利異動事由日、共有者通知書発送日、通返チェック、随時課税フラグ、催告回数、催告発送日、催告返チェック、繰上徴収日、共有分割納付書作成フラグ、1期～6期(共有者納期限、共有者督促発送日、督促返チェック)、入力者コード、論端名、異動日(西暦)、異動時間

- 29、備考情報
入力日<補数>、入力時間<補数>、調定年度、税目、通知書番号、発生日、応対方法、応対者コード、応対者氏名、応対者電話番号、備考、入力者コード、論端名、異動日<西暦>、異動時間
- 30、最終番号情報
最終口座振替受付番号、最終還付番号、最終分納番号、最終処分ファイル番号、最終処分停止ファイル番号、最終完結資料保管番号、入力者コード、論端名、異動日<西暦>、異動時間
- 31、ワーク情報
論端名、調定年度、税目、通知書番号、1期～12期(分納処分対象税額、分納処分対象延滞金、計算延滞金)、
収納情報、入力者コード、異動日<西暦>、異動時間
- 32、システムパラメータ情報
現年度、メニュー初期表示年度、口座振替表示年度、印刷上限年度、会計年度、日計メニュー初期表示会計年度、税額異動可能上限年度、還付処理年度、バーコード印字可能取扱期限、市長名、課長名、更新停止フラグ、還付停止フラグ、メッセージ、還付加算金年利、交渉記録文例、入力者コード、論端名、異動日<西暦>、異動時間
- 33、入力者管理情報
入力者コード、パスワード、削除フラグ、職員氏名、表示用入力者名、操作許可権限フラグ、担当者コード、班コード、担当カナ終、チーム、電話下桁、職名、入力者コード、論端名、異動日<西暦>
- 34、排他制御情報
排他制御をするデータベース名、排他制御を行うキー、プログラム名、処理選択、入力者コード、論端名、異動日<西暦>、異動時間
- 35、異動ログ
処理日、処理時間、セグメント名、プログラム名、論端名、調定年度、税目、通知書番号、個人コード、各データベースの異動処理前+異動処理後情報
- 36、照会文書送付先情報
照会先番号、カナ名称、漢字名称、部署名、郵便番号、住所、方書、電話番号、FAX番号、備考、入力者コード、論端名、異動日<西暦>、異動時間
- 37、宛名情報
個人コード、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、住民日、届出日、予定日、確定日、死亡日、除票日、郵便番号、住所コード、住所バーコード、世帯コード、世帯員数、続柄、前住所、発送先住所、発送先フラグ、宛名備考情報、削除フラグ
- 38、オンラインシステムログ情報
業務コード、処理日、処理時間、論端名、プログラム名称、カード番号、個人コード、個人番号、画面・帳票に使用した情報
- 39、口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	税収納システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、一切行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税収納システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDとパスワードによる認証をおこなっている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定の個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>①システム毎に情報システム管理者を定め、職員等に対する教育・訓練を随時行っている。</p> <p>②情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>③新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>④管理職に対して、情報セキュリティ関連のe-ラーニングを行っている。</p> <p>⑤違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高槻市総務部収納課 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7152
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年2月12日	I 基本情報2中、使用するシステム3の②	なし	「5. 権限管理機能」の追加	事前	追記に伴う事前提出
平成27年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要中、委託事項1	なし	「電子計算機システムのオペレーション業務委託」の追加	事前	追記に伴う事前提出
平成27年2月12日	IIIリスク対策中、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	追記に伴う事前提出
令和4年12月19日	I 基本情報中、5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第27項	番号法第19条第8号 別表第2第27項	事後	番号法改正によるもの
令和4年12月19日	IIIリスク対策中、6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1:リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき	(※2)番号法の規定に基づき	事後	番号法改正によるもの
令和5年6月15日	I 基本情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の内容	なし	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、納税者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該納税者の公金受取口座情報を入手して還付等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。 の追加	事前	追記に伴う事前提出
令和5年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、2. 基本情報、④記録される項目、主な記録項目、その他	なし	口座登録・連携ファイル関係情報の追加	事前	追記に伴う事前提出
令和5年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要、3. 入手元、行政機関・独立行政法人等	税務署(国税庁)	税務署(国税庁)、デジタル庁	事前	追記に伴う事前提出
令和5年6月15日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	なし	39、口座登録・連携ファイル関係情報の追加	事前	追記に伴う事前提出
令和7年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正のため
令和7年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項	事後	法改正のため
令和7年4月1日	IIIリスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	実施項目追加

